

貝塚市上下水道事業公告第 32 号

条件付一般競争入札を下記のとおり執行する。

令和 8 年 8 月 26 日

貝塚市水道事業

貝塚市長 牛 尾 治 朗

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 三ヶ山配水場 No. 1 配水池耐震補強工事監理業務
- (2) 業務場所 貝塚市 三ヶ山 地内
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 12 月 24 日まで
- (4) 業務概要 三ヶ山配水場 No. 1 配水池の耐震化に伴う耐震補強工事監理業務
令和 8 年度に実施する配水池耐震補強工事に関し、設計書、設計図面及び仕様書に従い、適切に施工されるように監理を行うものである。
 - ・ 配水池
 - PC 製（地上式） 容量 3,000 m³
 - 有効水深 8.00m 竣工年度 平成 10 年度

2 入札応募資格

以下の全項目を満たす者について、条件付一般競争入札に応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 法人税または所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 貝塚市内の本店、支店、営業所等で入札参加する場合は貝塚市税を滞納していないこと。
- (4) 営業を行うにつき法令などの規定により、官公庁の許可または認可・登録等を必要とする業種にあつては、当該許可・認可・登録等を受けていること。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき、更生手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てがなされていない者。（更生計画又は再生計画の認可がなされている者は除く。）
- (6) 貝塚市において、測量・建設コンサルタント等の「上水道及び工業用水道」で令和 8 年度入札参加資格登録を行っている者。
- (7) 大阪府内に本店、支店又は営業所等を有している単体企業であること。
- (8) 貝塚市入札参加停止要綱（平成 25 年 12 月 2 日施行）に基づく入札参加資格停止等の措置を受けていない者。
- (9) 貝塚市暴力団排除条例（平成 24 年貝塚市条例第 23 号）第 8 条第 1 項第 2 号の

規定により、入札への参加を除外されていない者。

(10) 国内において、国、地方公共団体及びこれに準じる機関（公社、公団、事業団体等）から元請として受注した「容量 2,000 m³以上かつ PC 製の配水池・浄水池・受水池等に対して、耐震補強工事の工事監理業務」のうち、平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に完了した実績を有していること。

(11) 管理技術者は、技術士（上下水道部門「上水道及び工業用水道」又は建設部門「施工計画、施工設備及び積算」）の資格を有し、契約の履行のために受託事業者との直接かつ恒常的な雇用関係がある者を配置すること。なお、恒常的な雇用関係とは、公告日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

※なお、(1)～(5)について、入札参加資格の登録業者で登録申請時の内容に変更がない場合は、別紙「資格要件にかかる確認書」の提出をもって、それぞれの確認書類の提出にかえることができる。

3 契約条項閲覧場所及び期間

貝塚市 上下水道部 上下水道総務課 水道担当（本館 2 階）
令和 8 年 8 月 26 日（水）から令和 8 年 10 月 7 日（水）まで
時間は、午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時まで

4 応募受付期間及び方法

簡易書留又は一般書留の方法により、令和 8 年 9 月 4 日（金）必着で郵送すること。
なお、宛名面には「一般競争入札申込書 在中」と記入すること。

5 郵送先

〒597-8585 大阪府貝塚市畠中 1 丁目 17 番 1 号
貝塚市 上下水道部 上下水道総務課 水道担当 宛

6 入札参加資格者の審査結果

令和 8 年 9 月 16 日（水）に申込者に対し F A X により通知する。

7 設計図書等配付及び入札日

(1) 設計図書等配付

設計図書等は、貝塚市ホームページにて公開する。ホームページにおける公開方法、閲覧方法等については、令和 8 年 9 月 16 日（水）に入札参加資格を得た者に対し F A X により通知する。なお、現場説明は実施しない。

(2) 入札

日 時 令和 8 年 10 月 7 日（水） 午後 1 時 30 分
会 場 貝塚市役所第 2 別館 2 階 入札室

8 無効となる入札該当事項

貝塚市建設工事入札実施要綱第 18 条に該当する入札を行った者。

9 入札保証金

貝塚市契約規則（平成 19 年貝塚市規則第 9 号）第 5 条及び第 6 条による。ただし、同規則第 7 条第 1 項の規定により免除することができる。

10 設計価格及び最低制限価格

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づき最低制限価格を設ける。

なお、設計価格及び最低制限価格は事後公表とする。

＜最低制限価格の算定＞

貝塚市ホームページ＞各課のご案内＞上下水道部＞上水（上下水道総務課・上下水道営業課・水道管理課・浄水課）＞お知らせ内に掲載

11 契約書の要否

委託契約書は必要とする。

12 入札回数

（１）３回を限度とする。

（２）入札時において、入札参加者が 1 者の場合でも入札を実施する。

13 設計積算内訳書

入札時に、入札金額の根拠とした設計積算内訳書を提出すること。

（詳細は設計図書等配付時の指示による。）

14 提出すべき書類

（１）条件付一般競争入札参加申込書（様式 1）

（２）同種業務実績書（様式 2）及びその実績を証明する書類

（３）管理技術者調書（様式 3）、雇用関係が証明できる証明書等の写し及び資格者証の写し

（４）資格要件にかかる確認書

15 問合せ先

(1) 入札の手續きに関する事

貝塚市 上下水道部 上下水道総務課 水道担当

T E L 072-433-7142 (直通)

(2) 今回発注する業務の内容に関する事

貝塚市 上下水道部 浄水課

T E L 072-422-0445 (直通)